

八幡市地域防災計画

ダイジェスト版



八幡市

令和7年4月

目 次

1	八幡市地域防災計画策定の方針	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の理念	1
2	八幡市地域防災計画の構成	2
3	想定する災害	3
	(1) 風水害	3
	(2) 震災	5
4	災害予防計画	7
	(1) 災害に強い防災体制の確立	7
	(2) 市民の防災行動力の向上	9
	(3) 災害に強い都市構造の形成	11
	(4) 風水害対策の予防計画における重要な計画事項	12
	(5) 震災対策の予防計画における重要な計画事項	14
5	災害応急対策計画	15
	(1) 応急対策活動の実施	15
	(2) 施設の応急対策計画	21
	(3) 風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項	22
	(4) 震災対策の応急対策計画における重要な計画事項	23

6	災害復旧計画・復興計画	24
(1)	市民生活安定のための計画	24
(2)	施設の災害復旧計画	24
(3)	復旧に係る資金計画	25
(4)	激甚災害の指定	25
(5)	災害復興対策	25
7	原子力防災計画	26
(1)	総則	26
(2)	原子力災害事前対策計画	28
(3)	緊急事態応急対策計画	31
(4)	原子力災害中長期対策計画	37

メモ

八幡市指定避難所・福祉避難所

わが家の防災メモ

1 八幡市地域防災計画策定の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、八幡市域に係る防災活動について、総合的かつ計画的な推進を図り、

市民の生命、身体及び財産を災害から守る

ことを目的とするものです。

また、この計画は、『災害対策共通編』、『風水害対策編』、『震災対策編』、『原子力災害対策編』及び『資料編』で構成し、八幡市長を会長とする「八幡市防災会議」によって作成されます。

(2) 計画の理念

防災対策は、以下の事項を理念とします。

- ◇ 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象と認識し、長期的視点に立つて災害に強いまちづくりを推進するために、早期の復旧・復興に努めます。
- ◇ 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努めます。
- ◇ 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努めます。
- ◇ 防災対策は、災害に対する日常の備えが重要であり、各種施設、事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努めます。
- ◇ 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互の自主的な防災対策の支援に努めます。
- ◇ いつどこにでも起こり得る災害への備えを充実し、防災活動の実践に向けた市民全体の運動を促進します。
- ◇ 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努めます。
- ◇ 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努めます。

2 八幡市地域防災計画の構成

構 成		内 容
災害対策共通編	第1編 総則	市及び関係機関等が風水害や地震災害など様々な災害に共通して対処、処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害の被害等について定めます。
	第2編 災害予防計画	すべての災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定めます。
	第3編 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定めます。
	第4編 災害復旧・復興計画	災害発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、市及び関係機関等がとるべき活動内容、措置等について定めます。
風水害対策編		風水害対策編は、風水害対策に特に重要な計画及び水防計画を記載します。 また、風水害対策の予防計画における重要な計画事項、風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項に分けて構成しています。
震災対策編		震災対策編は、震災対策に特に重要な計画を記載します。 また、震災対策の予防計画における重要な計画事項、震災対策の応急対策計画における重要な計画事項に分けて構成しています。
原子力災害対策編	第1章 総則	市は、近隣県に所在する原子力発電所等の事故による原子力災害に対し、市民の安全・安心を確保することを目的として原子力災害対策編を策定します。
	第2章 原子力災害事前対策計画	災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害に関する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を定めます。
	第3章 緊急事態応急対策計画	情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に陥ったことにより、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を示します。
	第4章 原子力災害中長期対策計画	原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を示します。
資料編		各種の資料、様式等を記載しています。

3 想定する災害

(1) 風水害

風水害への対処の基準は、下表に示す京都地方気象台の発表等を目安とします。

■ 気象注意報・警報 <京都地方気象台>

種類		発表基準	
気象 注 意 報	風 雪	平 均 風 速	12m/s 以上で雪を伴う
	強 風	平 均 風 速	12m/s 以 上
	大 雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	99
	大 雪	1 2 時間降雪深	5 cm 以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥	湿 度	最小湿度・40% 以下、実効湿度 60% 以下
	濃 霧	視 程	100m 以下
	な だ れ		積雪の深さ 40cm 以上で降雪の深さ 30cm 以上 積雪の深さ70cm 以上あり京都の最高気温が8℃ 以上又はかなりの降雨
	霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想され る場合で、具体的には最低気温が3℃以下になると 予想される場合
	低 温	最 低 気 温	京都で－4℃以下
	着 雪	2 4 時間降雪深	平地30cm 以上
		気 温	－2℃～2℃
洪 水	流域雨量指数基準	大谷川流域＝9.7、防賀川流域＝6.6	
	複 合 基 準	大谷川流域＝（5, 9.7）、木津川流域（5, 66.7）、防賀川流域＝（5, 6.6）	
	指定河川洪水予報 に よ る 基 準	宇治川〔槇尾山〕、桂川下流〔桂〕、木津川下流 〔加茂〕	
気象 警 報	暴 風	平 均 風 速	20m/s 以 上
	暴 風 雪	平 均 風 速	20m/s 以上で雪を伴う
	大 雨	浸 水 害	表面雨量指数基準 18
		土 砂 災 害	土壌雨量指数基準 127
	大 雪	1 2 時間降雪深	15cm 以 上
	洪 水	流域雨量指数基準	大谷川流域＝12.2、防賀川流域＝8.3
		複 合 基 準	大谷川流域＝（8, 10.8）
指定河川洪水予報 に よ る 基 準		淀川水系 鴨川・高野川〔荒神橋〕、淀川〔枚 方〕、宇治川〔槇尾山〕、桂川下流〔桂〕、木津 川下流〔加茂〕	

■特別警報＜京都地方気象台＞

種類		発表基準
気象情報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■気象情報＜気象庁及び京都地方気象台＞

種類		発表基準
気象情報	台風情報	台風の現況及び警戒事項等について解説する情報
	大雨（雪）情報	大雨（雪）についての状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報
	記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている場合に、京都気象台所属の観測所で、1時間90mm以上の雨量が観測された場合に、その事実を報ずることによって特別の警戒を呼びかける情報
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や避難の参考となるよう、府と気象庁が共同で発表する防災情報
	竜巻注意情報	雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する情報
	その他気象情報	長雨、小雨、乾燥、低温その他現象名を冠して発表する異常気象等の状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報



(2) 震災

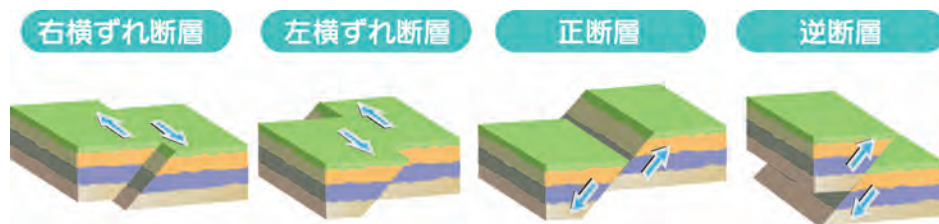
国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、影響を及ぼすことが予想される地震を想定します。

● 活断層と京都府の想定

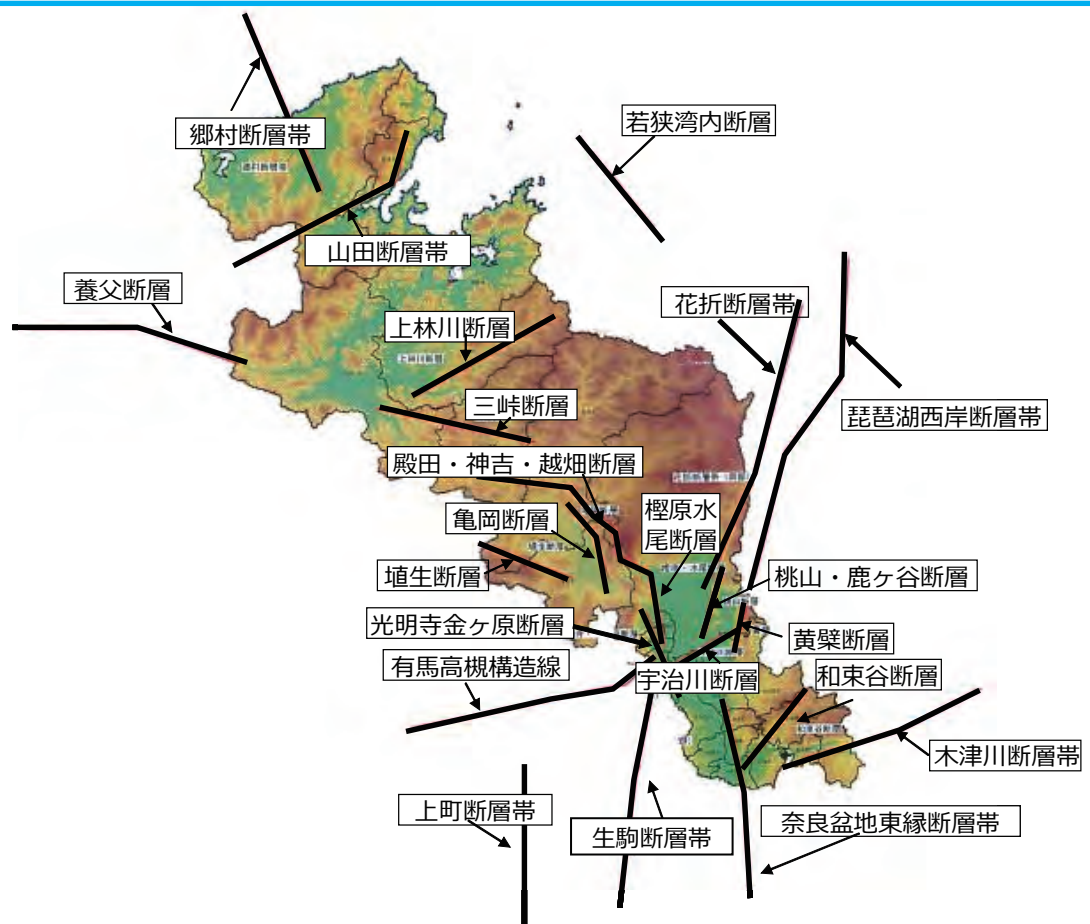
本市周辺には下図に示すような活断層があり、府内に大きな影響を及ぼすマグニチュード7クラス以上の大規模な内陸性直下型地震元となる活断層は、有馬高槻構造線、花折断層帯、西山断層帯、黄檗断層、三峠断層、上林川断層及び若狭湾内断層地震等が想定されています。

内陸性直下型地震（活断層型地震）とは

地下の岩盤に、押し合う力や引っ張り合う力が加わることで、地下岩盤の内部にひずみのエネルギーが溜まり、これが限界に達したときに、ある面（断層面）を境に地盤がずれ動き、地震が起こります。



■ 本市に影響が考えられる震源断層の位置

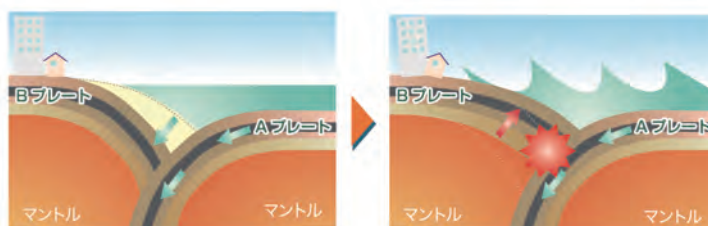


● 海溝型地震

海溝型地震に関与する九州日向灘から駿河湾までの太平洋沖に存在する南海トラフでは、マグニチュード8クラスの大震災が繰り返し発生していることが知られており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たります。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

海溝型地震とは

海側のAプレートが陸側のBプレートの下に潜り込むことで、境界にひずみのエネルギーが溜まり、これが限界に達したときにプレートがもとに戻ろうとしてはね上がり、地震が起こります。



■ 被害予測

		人的被害					建物被害		
		死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊棟数	半壊・一部半壊棟数	焼失建物棟数
				重傷者数					
花折断層帯	花折断層帯	30	608	81	153	2,032	1,007	2,790	129
	桃山・鹿ヶ谷断層	0	110	0	20	1,550	130	780	0
黄檗断層		0	130	0	20	1,620	140	850	0
奈良盆地東縁断層帯		30	690	30	220	7,210	1,110	3,070	0
西山断層帯	亀岡断層	0	20	0	0	450	20	200	0
	檜原水尾断層	30	610	30	210	7,030	950	2,910	0
	殿田・神吉・越畑断層	10	370	10	110	4,360	480	1,970	0
	光明寺金ヶ原断層	140	1,540	160	730	16,260	3,020	5,320	260
三峠断層		0	0	0	0	20	0	0	0
上林川断層		0	0	0	0	60	0	10	0
若狭湾内断層		0	0	0	0	20	0	0	0
山田断層帯		0	0	0	0	0	0	0	0
郷村断層帯		0	10	0	0	240	10	100	0
上町断層帯		10	340	10	90	4,070	410	1,820	0
生駒断層帯		250	2,210	260	1,300	21,660	4,760	6,250	730
琵琶湖西岸断層帯		10	360	10	90	4,110	460	1,900	0
有馬－高槻断層帯	有馬高槻構造線	260	2,410	320	1,360	23,390	5,370	6,440	760
	宇治川断層	0	240	0	60	2,960	310	1,430	0
木津川断層帯		30	710	40	230	7,550	1,140	3,170	10
埴生断層		10	350	10	100	4,140	440	1,870	0
養父断層		0	10	0	0	300	10	120	0
和束谷断層		0	140	0	20	1,650	150	890	0
東南海・南海地震		0	220	0	60	2,990	270	1,370	0
南海トラフ地震		20	340	40	110		480		450

※昼間人口 58,017人 夜間人口 74,241人
建物数量 33,455棟（木造 19,947棟、非木造 13,508棟）、冬早朝の場合の想定結果

4 災害予防計画

(1) 災害に強い防災体制の確立

● 防災活動体制の整備

市は、災害時における応急対策等の防災活動実施に向けて、以下の事項に関し、組織及び体制の整備を図っていきます。特に、自らの防災力のみでは防災活動を十分に行えなくなると予想される場合に備え、国、府及び他市町村に対して広域応援を要請し、市民の安全を確保する体制を整備します。

- ◇ 情報収集・伝達体制の整備
- ◇ 広報・広聴体制の整備
- ◇ 関係機関との連携及び広域応援体制の整備
- ◇ 消防救急体制の整備
- ◇ 災害医療体制の整備
- ◇ 緊急輸送体制の整備
- ◇ 廃棄物処理に係る防災体制の整備

● 避難に関する計画

市は、迅速かつ的確で安全な市民の避難のための体制をとるために、下表のように目的に応じた避難場所を選定するとともに、風水害と震災で異なる指定を行います。

■ 避難場所の種別

指定避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所として指定します。
指定緊急避難場所	想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定します。
福祉避難所	災害時に一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

- ◇ 避難所等の開設及び運営体制の整備

市は、自治会、自主防災組織等との間で、あらかじめ災害時における避難所開設、運営等の方法及び実施体制等について協議を行い、開設及び運営を円滑に行う体制を整備します。

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めます。

避難所の運営については、避難者のプライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いや、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう努めます。

避難場所での3つのマナー

避難場所には家と違ってたくさんの人たちが集まります。勝手な行動をしたり、まわりに迷惑をかけるようなことはやめましょう。みんなが不安なときを過ごす場所なのでお互いに協力しあって過ごしましょう。

1 ゆずりあい

避難場所は限られたスペースしかありません。ケガをしている人や体の不自由な人などには場所をゆずりあいましょう。また、トイレの順番などもゆずりあいましょう。



2 たすけあい

ケガをしている人や体の不自由な人、また病気の人なども避難場所に集まります。健康で元気な人たちが先頭にたつて、みんなが快適に過ごせるようにたすけあいましょう。



3 おもいやり

大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの人たちの迷惑になります。お互いにおもいやる気持ちをもって、避難場所では過ごしましょう。



◇ 広域避難体制の整備

原子力災害や大規模地震などの大規模な災害が発生したときは、市町村間を越えた広域避難が想定されます。市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の輸送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めていきます。

◇ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達

市は、居住地以外の市町村に避難をする被災者に対して、必要な情報や支援サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制を整備します。

● 非常用物資の備蓄

市は、市民に対し3日分(7日以上が望ましい)の食料、日用品等、非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発するとともに、市民による備蓄を補完するために、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、被災後1週間で避難生活において特に必要とされる、基本備蓄品目についての確実な備蓄に努めます。

● 災害時の空地の利用

災害時に備え、市有地(必要に応じて私有地も含む。)などを活用できる体制の整備に努めます。

● 行政機能維持

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化に努め、業務継続性の確保を図ります。

(2) 市民の防災行動力の向上

● 防災意識の高揚

市は、自主防災組織の育成並びに市民の防災力及び防災意識・知識の向上に努めます。なかでも、市民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対しては、以下のような方法で防災知識の普及と意識啓発を促していきます。

- ◇ 市地域防災計画の周知徹底
- ◇ 市民の防災学習の支援
- ◇ ハザードマップの作成及び活用
- ◇ 災害教訓の伝承
- ◇ 平常時の減災に向けた取組み及び災害発生時における的確な行動力の強化
- ◇ 要配慮者等のための防災教育の推進

● 自主防災組織等の育成と活性化

市は、市民による自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、企業の防災対策を支援していきます。

平常時には

防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資器材の備蓄と整備点検等の活動を実施します。

災害発生時には

災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施します。

また、企業防災活動を強化し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促して行きます。

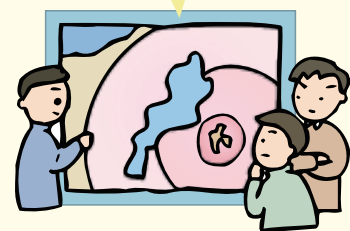
自主防災組織への参加

大規模な災害が発生したとき、交通網の寸断、同時に発生する火災などにより、市・警察署・消防署等の公共機関が十分に対応できない可能性があります。また、それぞれの家庭がバラバラに活動しては、地域の混乱は一層ひどくなります。そんなときに力を発揮するのが、「地域ぐるみの防災活動」「自主防災組織」です。

「自分の命は自分で守る（自助）」や、「隣近所、地域社会の人とのつながりの大切さ（共助）」など、日頃はなかなか意識しないことが、もっとも重要な防災対策なのです。

「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という意識のもと、自主防災組織に積極的に参加しましょう。

阪神・淡路大震災では、
約95%が
自力・家族・友人・隣人による救助です。



● ボランティア受入れ体制等の整備

市は、被災者等の多用なニーズに対応するためには、ボランティアの協力が不可欠であることから、被災者を支援する災害ボランティアが円滑に活動できるよう必要な対策を講じていきます。

● 要配慮者等への対応

市は、要配慮者等に対し、市民、ボランティア、関係機関等の協力を得て、以下のような方策により、災害に備えます。

◇ 要配慮者に対する地域支援体制の構築

社会福祉協議会等の関係機関、ボランティア、自治会、自主防災組織等の協力を得て、日頃から要配慮者の避難支援、避難所での生活支援等について、地域ぐるみで取り組めるよう支援していきます。

◇ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者をあらかじめ把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、必要な手続を経た上で、避難支援者と情報を共有して、発災時に迅速な対応をとれるよう備えます。

また、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者への戸別訪問等による安否確認に活用します。

◇ 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に基づく安否確認及び救助を行うため、避難行動要支援者の同意を得たうえで、一人ひとりに対する個別避難計画を作成するよう努め、それに基づく避難指示等の情報伝達及び避難誘導を行うための体制を確保します。

◇ 外国人及び観光客等に対する配慮

避難所への誘導標識に外国語やローマ字、絵による表示などを付け加える等、誘導標識の整備に努めるとともに、ハザードマップ等については、外国語等による標記を行います。

◇ 要配慮者等の利用する施設の対策

市は、一時避難の利用を想定した施設整備として浸水想定区域では、当該施設を2階建て以上とし、また、土砂災害警戒箇所等及び震災時に土砂災害の危険のある区域においては、外力に耐えうる建物の構造とするなど、要配慮者等が一時避難できるよう配慮します。

◇ 観光客及び帰宅困難者に対する避難情報等の提供

公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な観光客及び帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報します。



(3) 災害に強い都市構造の形成

● 防災まちづくりの推進

市は、防災まちづくりを推進し、災害に強い都市構造の形成に向けた防災対策に取り組みます。

このなかで、本市の立地環境を踏まえ、液状化の発生を防止する対策や、液状化対策に有効な基礎構造等について、マニュアル等による適切な情報提供等を図ることとします。

耐震改修などに関する助成制度について

耐震化により建築物の被害が軽減されることで、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置が設けられています。また、耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対して支援するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施します。

全国各地で
地震が多発しています。



地震による死因の約9割は
住宅の倒壊によるものです。



大地震から生命・財産を守る
には住宅・建築物の耐震
化が効果的です。



● 都市基盤整備の推進

市は、災害に強い都市基盤整備に努めるため、都市基盤整備による防災対策に取り組みます。

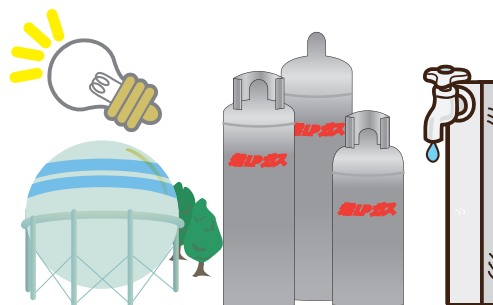
● 農業施設等の防災対策

市は、農業施設等の防災対策に努めます。

● ライフライン施設等の防災体制の整備

市は、ライフライン施設等を管理する関係機関の定める防災業務計画等との整合を図り、当該施設等の防災体制の強化を図ります。

なかでも、停電対策では、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めます。



● 学校等の防災

市は、市立学校その他教育機関の防災体制の整備を図るため、以下の事項を中心とした防災対策に取り組めます。

また、避難場所として学校施設が利用される場合には、学校が教育活動の場であることに十分配慮上、施設の利用方法について、事前に関係部局や地域住民等関係者と調整を図っていきます。

なお、防災教育及び訓練の実施については、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を行うこととします。

- ◇ 学校等の防災体制の整備
- ◇ 各種の連絡体制の整備
- ◇ 学校防災マニュアルの作成
- ◇ 避難場所としての開設及び運営体制の整備
- ◇ 施設及び設備の災害予防対策
- ◇ 防災教育及び訓練の実施

● 文化財の防災

市は、市域の文化財を災害から保護する体制の整備に取り組めます。

(4) 風水害対策の予防計画における重要な計画事項

● 避難に関する計画

市は、風水害及び土砂災害のための避難指示等の基準を以下のとおりとします。

対象災害	対 象	避難指示等の基準の種別
洪水時	淀川・木津川・桂川及び鴨川・高野川等の浸水 想定区域に含まれる地域	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	大谷川・防賀川の沿川地域	
土砂災害	土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域 ※ 1	
	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区 ※ 2	

※ 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」という。)に基づき府が指定する区域

※ 2 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号、以下「急傾斜地法」という。)に基づき指定する区域

● 水防体制の整備

市は、風水害による被害を軽減し、公共の安全を保つために水防活動を実施し、必要な水防体制の整備を図ります。

● 水害の予防

市は、管理する河川及び下水道について、築堤、浚渫等の外水はん濫対策及び内水排除施設の整備、排水機及び樋門の適切な管理等の総合的な水害の防止に努めます。

雨の降り方に注意して水害に備えよう！

洪水が心配される台風や集中豪雨の時、どんなことに注意して、どんな準備をすればよいのでしょうか？
みなさんの家庭で洪水・水害対策のポイントを確認しましょう。

■ 雨の強さと降り方

1時間雨量が **10～20 mm**

ザーザーと降る
やや強い雨



話し声が聞こえにくくなります。
長雨になりそうなら注意が必要です。

1時間雨量が **20～30 mm**

どしゃ降り
強い雨



どしゃ降りの雨。傘をさしていても濡れてしまうほどの雨です。小さな川なら水があふれ出したり、がけ崩れの心配もあります。家の中で寝ている人の半分くらいが気づくほどの雨です。

1時間雨量が **30～50 mm**

バケツをひっくり返したように降る
激しい雨



山崩れ、がけ崩れが起こりやすくなります。道路の規制も行われます。避難の準備をしましょう。

1時間雨量が **50～80 mm**

滝のように降る
(ゴーゴーと降り続く)
非常に激しい雨



滝のように雨が降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。地下室などに雨水が流れ込む場合があります。

1時間雨量が **80 mm～**

息苦しくなるような圧迫感がある
恐怖を感じる
強烈な雨



息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。大雨による災害が起こる恐れがあります。嚴重な注意が必要です。

● 土砂災害の予防

市は、府と協力して緊急性の高いところから総合的な土砂災害防止対策を進めます。

土砂災害の種類と前兆

土砂災害には、**がけ崩れ、土石流、地すべり**の3種類があります。

がけ崩れ

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

「がけ崩れ」とは、地中にしみこんだ雨水により、急な斜面が突然滑り落ちる現象です。また地震によっておこることもあります。



土石流

山腹が崩壊して生じた土石流又は渓流の土石等が水と一体になって流下する自然現象

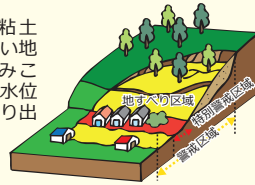
「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが、大雨や長雨による水と一緒に、一気に流れ出てくる現象です。



地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象

「地すべり」とは、粘土のようなすべりやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で地下水位が上昇し、地面が滑り出す現象です。



土砂災害の前兆現象

大雨や長雨によって、山やがけに水がたくさんしみこむと土砂災害が発生することがあります。土砂災害が発生する前には、山やがけなどに異変がみられるときがあります。



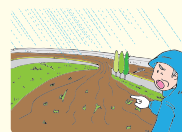
地面にひび割れができる。小石がバラバラ落ちてくる。斜面から水が噴き出す。



山鳴りがする



雨が降り続けているのに川の水位が下がる。



沢や井戸の水が濁る。川の水が急に濁り、流木が混ざりはじめる。

(5) 震災対策の予防計画における重要な計画事項

● 避難に関する計画

市は、地震災害による被害又は二次災害から市民の安全を確保するため、災害緊急時、火災の同時発生等による延焼拡大等、危険区域の市民の安全を確保するための避難指示等の基準を定め、自主的な避難を促すほか、避難支援体制を整備します。

■ 家庭内の家具転倒防止



- 家具には、転倒防止金具を取り付けましょう。
- 部屋の入口付近には物を置かないようにしましょう。
- 食器棚、本棚などはとめ金具を取り付けましょう。
- 戸建住宅などの場合はできるだけ2階で寝るようにしましょう。
- テレビや置物などにはすべり止めを取り付けましょう。

■ 家の周囲の安全確認



5 災害応急対策計画

(1) 応急対策活動の実施

● 応急活動組織の設置

市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を行うため次の応急活動組織を設置します。

● 市における応急活動組織体制

- ・市災害警戒本部（市災害対策本部設置前の体制）
- ・市災害対策本部

◇ 防災指令の発令基準及び職員配備体制

● 気象予警報、地震情報等の収集・伝達

市は、各種の災害応急対策に係る情報を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達します。

● 被害情報等の収集・報告

市は、被害が発生した場合、速やかに被害情報を収集し、所定の手続により府に報告します。

● 通信手段の確保

市は、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、以下の通信手段の確保を図ります。

- ・府衛星通信系防災情報システム及び防災行政無線
- ・消防専用超短波無線電話
- ・災害時優先電話
- ・非常電話又は非常電報

また、通信途絶時においては、以下の手段により、最も迅速に連絡できる方法により通信の確保に努めます。

- ・警察等の通信設備の利用
- ・非常無線通信
- ・移動通信機器の貸与の要請
- ・アマチュア無線の利用

● 市民への広報・広聴

市は、災害時に迅速かつ的確な広報を行うとともに、被災者のための各種の相談窓口を設置し、広聴の実施や安否情報の照会に対応します。

● 広域応援の要請及び自衛隊の災害派遣要請

市は、自らの防災力のみでは防災活動を十分に行えないと想定される場合、他の自治体及び関係機関へ応援を要請します。この場合、応援の要請は、市災害対策本部事務局が窓口になり、連絡、調整の上、各対策部が応援を受け入れます。

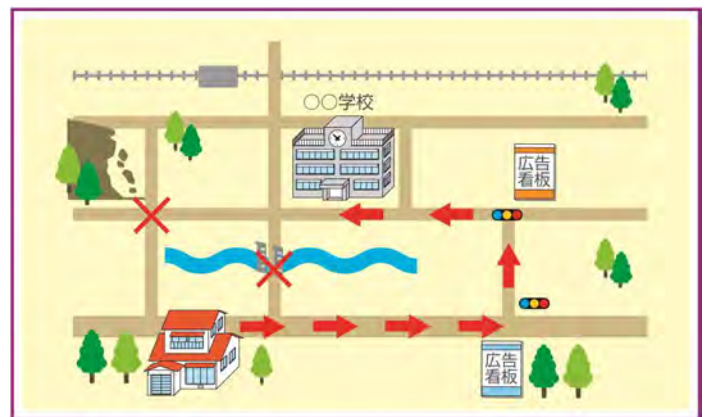
● 避難

市は、以下の事項に関して、風水害時、震災時の避難計画を定め、避難誘導等を実施します。

なお、避難行動は市民が自らの判断で行うことを原則としますが、市は、原則、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、自治会、自主防災組織の単位等で、収容避難所への避難誘導等の実施について理解を得るようにします。

また、避難行動要支援者には、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難支援者の付き添いのもと避難誘導を行います。

- ◇ 避難指示等の実施責任者
- ◇ 避難指示等の基準
- ◇ 避難誘導
- ◇ 避難所の開設及び運営
- ◇ 避難所における生活環境の整備
- ◇ 社会福祉施設等の入居者、通所者の避難等
- ◇ 避難所の集約及び解消
- ◇ 在宅被災者等への支援
- ◇ 広域避難
- ◇ 広域一時滞在



＜三段階の避難指示等一覧＞

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	市民等に求める行動
レベル1	緊急安全確保	・ 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険、直ちに安全確保！ ・ 立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない
レベル2	避難指示	・ 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生する恐れが高い状況	全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル3	高齢者等避難	・ 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生する恐れがある状況	高齢者等避難 ・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・ 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難

● 消防活動

市は、災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始します。

● 救助・救出活動

市は、消防本部、消防団を中心に、自主防災組織、自治会の協力を得つつ、迅速に救助・救出体制の構築を図ります。

● 医療救護活動

市は、救護所を設置するとともに、必要に応じて救護班の派遣要請をするなど、府及び医療関連団体の協力のもと、医療救護に関する応急対策を行います。

● 災害救助法の適用

市長は、市域に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な援助を必要としている場合、知事に災害救助法の適用を要請し、応急救助を行います。

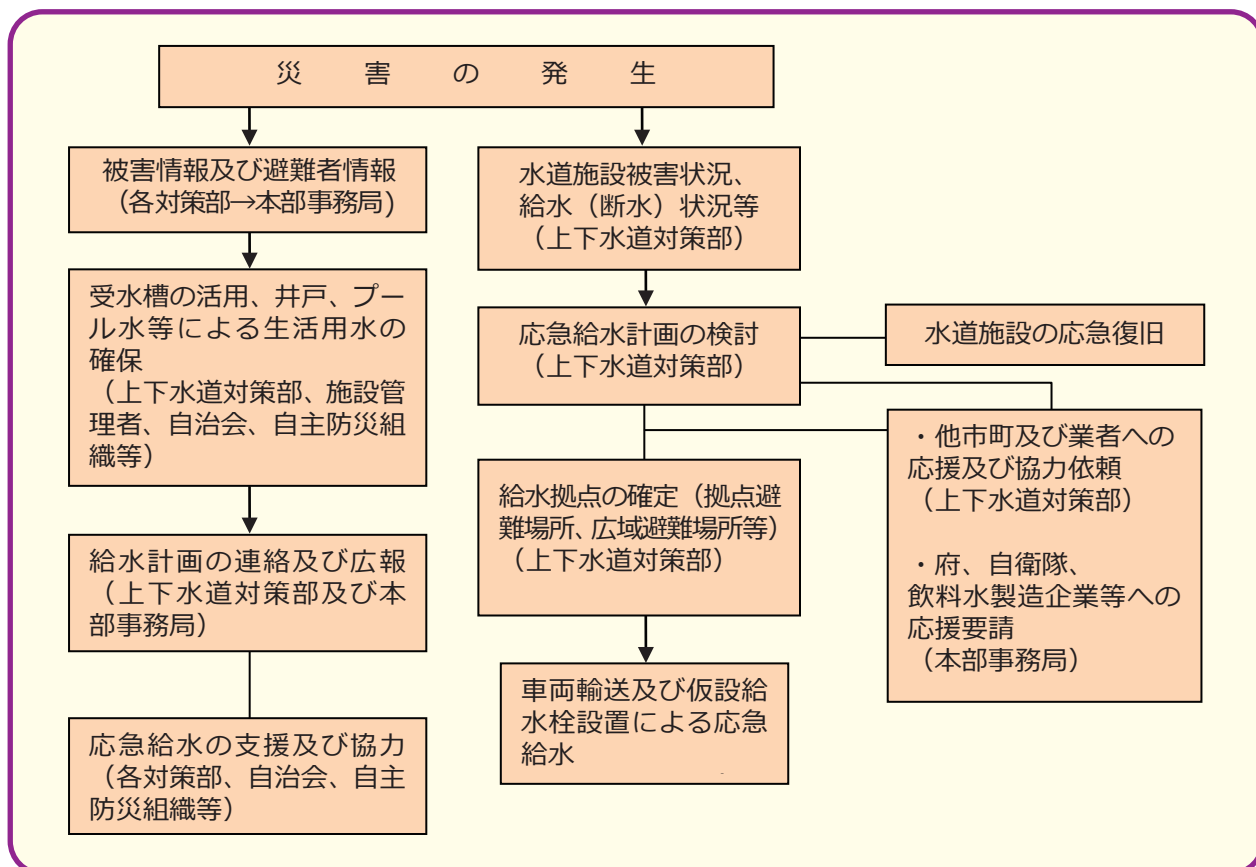
● 輸送及び交通規制

市は、災害応急対策活動を円滑に行うため、災害時の輸送体制を確保し、被害の状況等により、適切な方法で輸送を行います。

● 給水

市は、災害により水道施設等が破損し、又は汚染されたために飲料水等の確保ができなくなった市民に対し、飲料水及び生活用水の応急給水を行います。

■ 応急給水の流れ



● 食料供給

市は、避難者及び自力での食料の確保が困難な被災者に対して食料の供給を行います。

● 生活必需品等供給

市は、住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な被災者に対して、生活必需品等を供給します。

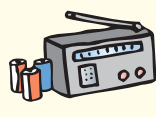
非常時持ち出し品チェック 事前に確認しましょう。準備ができたなら□にチェック！



☐ 懐中電灯と
予備電池



☐ ローソク
マッチ



☐ 携帯ラジオと
予備電池



☐ 救急箱や
くすり



☐ 市販の飲料水
(3日分)



☐ 火や水の要らない
食料 (3日分)



☐ 小児に
必要なもの



☐ 現金・貴重品
パスポート等



☐ ヘルメット



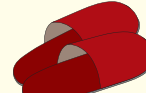
☐ タオル



☐ 下着・くつ下



☐ ロープ



☐ スリッパ



☐ 笛

せっかくそろえた持ち出し品も定期的に点検をしないと使用できない場合があります。
電池や缶詰などの賞味期限を半年に一度ぐらいは点検しましょう。

● 防疫

市は、被害地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その地域を重点的に消毒し、同時にねずみ族、昆虫等の駆除を実施します。

● 遺体の搜索、収容及び処置

市は、災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に遺体の搜索、収容・処置に関する対策を実施します。

● 廃棄物対策

市は、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに、瓦礫及びごみ、し尿の処理を迅速に行い、生活環境の保全を図ります。

● 環境の保全

市は、災害により有害物質に起因する大気又は公共用水域等の環境汚染が発生した場合、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図ります。

● 応急教育・応急保育

市は、学校等において、災害発生時に、児童生徒等の生命の安全を確保するとともに教育活動の確保に努めます。

● 文化財対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害からの被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を講じます。

また、市教育委員会は、文化財が被害を受けた場合、被害調査を実施して、被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、市災害対策本部に報告して、必要な措置を講じます。

● 災害警備

市は、災害時における警備活動について、八幡警察署において実施される災害警備が円滑かつ効果的に実施できるよう緊密な連携のもと、必要な対策を講じます。

● 災害応急対策要員の拡充

市は、応急対策の要員が一般の動員等の方法によっても不足し、他の確保の方法がない場合、伏見公共職業安定所を通じて作業員等の雇い上げを行うとともに、法的従事によっても要員を確保します。

● 自主防災組織、災害ボランティア等

市は、社会福祉協議会と協同して、市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ及び派遣要請の体制を構築します。

◇ 市災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、災害時に市域の災害ボランティアに協力を要請して、市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受入れ及び派遣要請のセンター機能を構築します。

◇ 自主防災組織等の活動

市は、自主防災組織等の活動に関する対応窓口を設置し、必要と認めるときは、直ちに各組織の長に対して、救急・救助、初期消火、避難誘導等の緊急に必要な初期対応活動への参加を依頼します。この場合、必要に応じて、広報車等により地域での各種の応急対策活動への参加を要請します。

◇ 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等は、災害時に果たすことができる役割を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定など防災活動を促します。



● 義援金品の受付・配分

市は、義援金品の受付、保管管理及び配布の体制を確保し、義援金品の適正な配分を行います。

● 住宅の確保

市は、住宅に被害を受けた方々に対して、必要な援助を行い、被災者の住宅の確保を支援します。

● 要配慮者等に係る対策

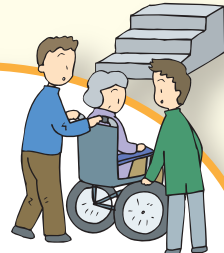
市は、要配慮者等の特性に応じた、きめの細かい応急対策を実施します。

高齢者・ 寝たきりの方の ために



- 緊急の時は、おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。
- 不安を取り除くように声をかける。

車いすを ご利用の方の ために



- 階段では、2人以上の協力が必要で、上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。

要配慮者の方々を災害から守るために、
地域で協力しあいながら支援していきましょう。

目の 不自由な方の ために



- 緊急の時には、声をかけ、情報を伝える。
- 誘導する場合には、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持つてもらい、半歩前をゆっくり歩く。

耳が 不自由な方の ために



- 話す時は、口の開け方をハッキリと、相手にわかりやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

● 市災害支援対策本部等の運用

市は、近隣市町において、大規模な災害が発生した場合、被災者の救援を行うため、市災害支援対策本部を設置し、応援体制を確保します。

(2) 施設の応急対策計画

● 公共基盤施設の応急対策

市は、都市基盤設備の被害状況を速やかに把握し、以下の事項に関する応急活動体制を確立して、安全対策及び応急復旧措置を講じます。

- ◇ 道路及び橋りょう
- ◇ 河川及び水路
- ◇ 砂防設備等

● ライフライン施設の応急対策

市及びライフライン施設関係機関は、以下の事項に関する応急対策及び復旧計画を定めます。

- ◇ 上水道施設の応急対策及び復旧計画
- ◇ 下水道施設の応急対策及び復旧計画
- ◇ 電力施設の応急対策及び復旧計画
- ◇ 都市ガス施設の応急対策及び復旧計画
- ◇ 電話施設の応急対策及び復旧計画

● 農業施設等の応急対策

市は、農業用施設等の被害状況を早期に把握し、以下の事項に関する被災施設の早期復旧を図ります。

- ◇ 農業用施設応急対策
- ◇ 応急対策及び復旧計画

アッ**地震!** グラッときたときは

スイッチを切って、プラグを抜いて

地震のときは火事に注意。アイロン、ドライヤー、ストーブなどの熱を出す機器を使っているときは、プラグをコンセントから抜きましょう。

避難するときは、アンペアブレーカーを切って

地震で停電になっても、電力会社の設備に異常がなければ、再び電気は送られてきます。自宅を離れ避難するときは、電気の消し忘れなどによる事故（通電火災）を防ぐために、分電盤のアンペアブレーカーを切ってください。地震がおさまったら電気機器の安全をチェックしましょう。ガス漏れのおそれがあるときには電気を使用しないようにしましょう。

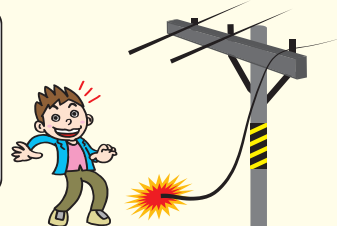
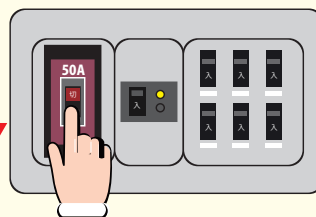
切れた電線 には絶対に さわらないで！

電力会社へすぐに連絡を

たれ下がった電線にさわると感電するおそれがあります。切れた電線には絶対にさわらないでください。また、樹木や看板、アンテナなどに電線がふれている場合も危険です。見つけたときには近づかないで、すぐに

関西電力送配電（株）

（☎0800-777-3081）へご連絡ください。



(3) 風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項

● 風水害に係る災害情報の収集及び伝達

市は、各種の災害応急対策に係る情報を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達します。

- ◇ 京都地方気象台が発表する気象予警報等
- ◇ 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予警報等
- ◇ 国土交通省が行う水防警報
- ◇ 知事が行う洪水予報
- ◇ 知事が行う水防警報
- ◇ その他の水位及び雨量情報
- ◇ 異常現象発見者の通報による情報
- ◇ 竜巻注意情報
- ◇ 土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度情報
- ◇ 火災情報

● 風水害時の避難

市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難情報等を発令し、周知を徹底するとともに、避難誘導を行います。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないときは、屋内の高い場所への待避等の安全確保措置（垂直避難等）を講ずることも検討しています。

また、避難者を収容するための指定避難所等の開設及び運営等の必要な措置を講じます。

知っておきたい避難方法

雨足が強まり避難が必要な状況になると、家から避難先までの道路は、普段とまったく違った状態になります。避難時には助け合いの精神と慎重な行動を心がけてください。



● 水防活動

市は、水防活動の必要がある場合、水防本部等の応急活動組織を設置し、消防本部及び消防団による水防活動を行います。

(4) 震災対策の応急対策計画における重要な計画事項

● 地震情報等の収集及び伝達

市は、市域の地震情報及び二次災害の防止に係る気象情報等を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達します。

- ◇ 京都府震度情報ネットワークシステムによる地震情報
- ◇ 京都地方気象台が発表する地震に関する情報
- ◇ 京都地方気象台が発表する気象予警報等
- ◇ その他の水位及び雨量情報
- ◇ 異常現象発見者の通報による情報
- ◇ 土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度情報
- ◇ 火災情報
- ◇ 情報等の伝達

● 震災時の避難

市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難情報等を発令し、周知を徹底するとともに、避難誘導を行います。

また、避難者を収容するための指定避難所等の開設及び運営等の必要な措置を講じます。

家の中で揺れを感じたら

落ち着いて机やテーブルの下に身を隠し、安全を確保しましょう。また、座布団などがあれば頭部を守りましょう。



非常脱出口の確保を

- 玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保しましょう。その際、あわてて飛び出すのは危険です。
- 周囲の状況をよく確かめて行動しましょう。



屋外では

頭をカバンなどで保護し、空き地や公園などに避難しましょう。車を運転していた場合は左側に寄せエンジンを切り、避難するときはキーを付けたまま避難しましょう。



火災を防ぐ

- ガスやストーブなどを使用していた場合はすばやく火を消しましょう。
- さらにガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜きましょう。
- 出火した場合は大声で隣近所に声をかけ、みんなで初期消火に努めましょう。



狭い路地、塀ぎわは避ける

狭い路地や塀ぎわは瓦が落ちてきたり、ブロック塀が倒れてきたりするので、近寄らないようにしましょう。また、がけや川のそばは地盤が緩み崩れやすくなっている場合がありますので、近寄らないようにしましょう。





6 災害復旧計画・復興計画

(1) 市民生活安定のための計画

● 被災者の生活再建

市は、職業のあつせん、迅速なり災証明の発行による復興支援施策に必要な各種支援資金の支給、融資等により、被災者の生活再建等を支援します。

● 郵便事業

被害状況並びに被災地の実情に応じ、市内各郵便局において郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施します。

● 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

市は、遺族等に対して災害弔慰金を支給し、災害による負傷等により身体又は精神に障がいが残った場合、その者に対して災害障害見舞金を支給します。

● 中小企業等の復興支援対策

市は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための対策を講じます。

● 住宅の復興支援対策

市は、住宅を被災した方々に対して、独立行政法人住宅金融支援機構及び府が実施する、災害復興関連融資制度を周知します。

● 被災市街地復興推進地域

緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じます。

(2) 施設の災害復旧計画

● 災害復旧計画の方針

市は、速やかに被災施設の復旧事業計画を作成します。

関連機関と連携のもと、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施します。



(3) 復旧に係る資金計画

市は、災害復旧事業に係る資金の調達方策を迅速に把握し、資金の融通及び調達を行います。

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく財政援助等

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合、災害状況を知事に報告するとともに、府の実施する調査に協力し、迅速な財政援助の確保に努めます。

- 災害復旧事業債等

市は、災害復旧事業を行う場合、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、資金の調達に努めます。

(4) 激甚災害の指定

- 激甚災害の指定

市域に甚大な災害が発生した場合、市は、迅速に激甚法による、援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施します。

(5) 災害復興対策

- 復興の基本方針

市は、災害復旧・復興に当たり、市民の意向を尊重し、市及び府が主体的に取組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担のもと、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図ります。

- 復興計画の策定等

市は、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めます。

7 原子力防災計画

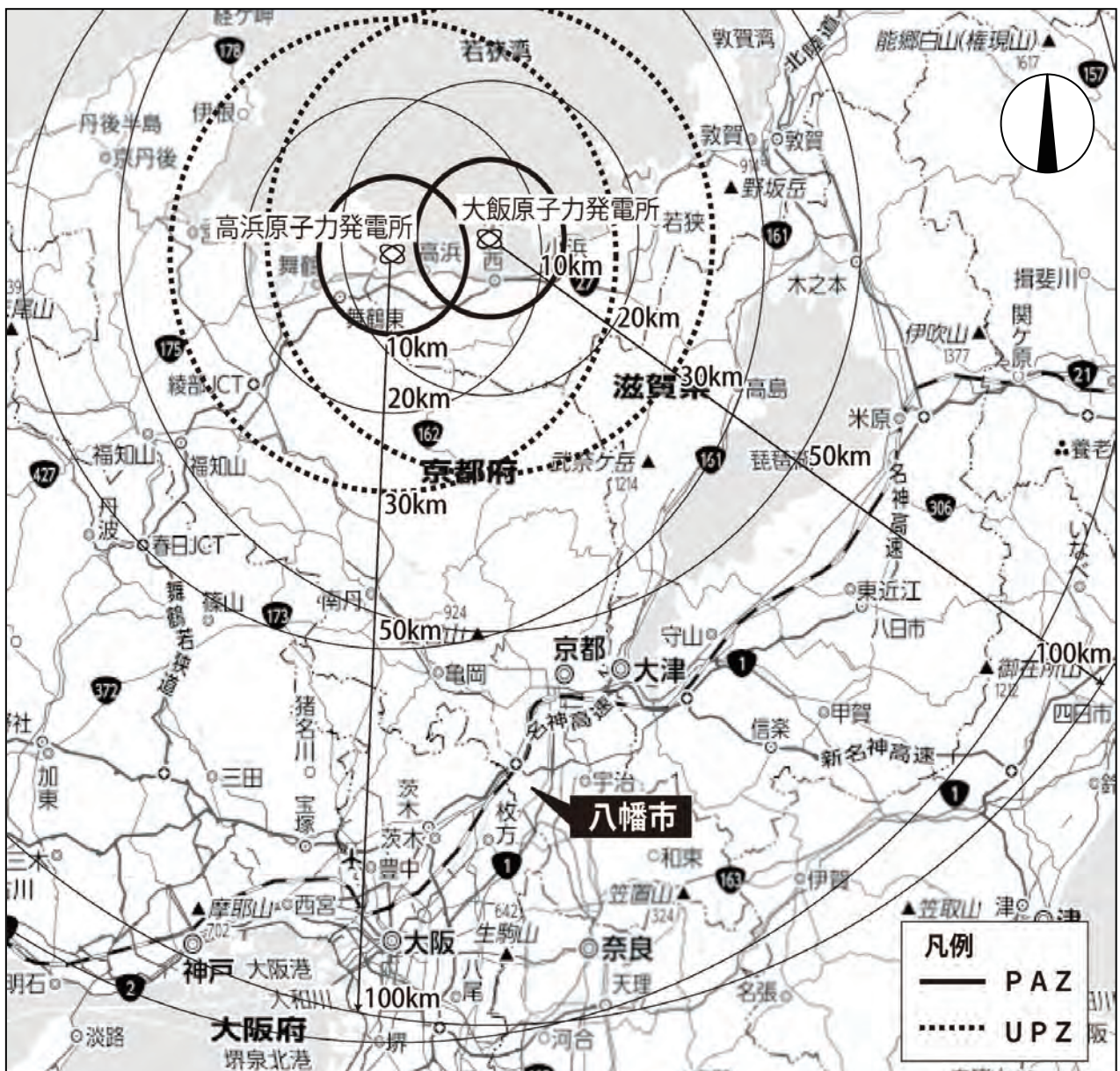
(1) 総則

● 原子力災害対策編の位置づけ

この計画は、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し、原子力事業者、市及び市民が相互に協力し、市民の安全・安心を確保することを目的とします。

● 原子力発電所と本市の位置

本市からもっとも近い原子力発電施設である福井県高浜原子力発電所、大飯原子力発電所は、おおむね 75 km から 80 km の距離に位置しています。



● 計画の基礎とするべき災害の想定

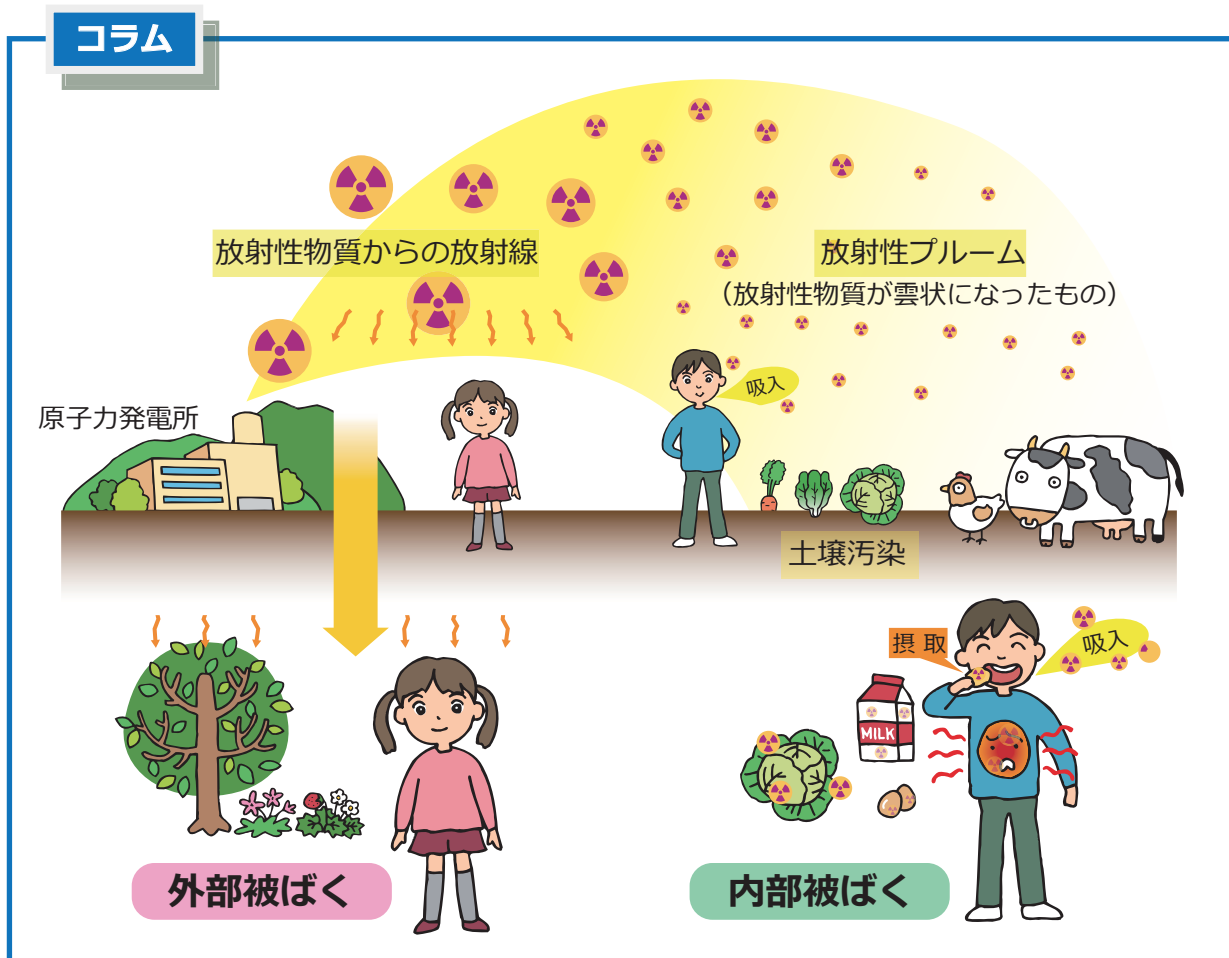
本市は、原子力施設から離れた場所に位置していますが、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があるため、以下のような事態が生じる可能性もあることに留意し、こうした事態が生じた場合の対応を想定します。

【想定される事態】

- ◇ 原子炉施設からの放射性物質の放出
- ◇ 核燃料施設における火災、爆発等による核燃料物質の放出及び臨界事故

【想定される対応】

- ◇ 社会福祉施設等の入居者、通所者の避難等
- ◇ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達
- ◇ 広域避難者の受入れ並びに避難所の集約及び解消



「原子力防災のしおり(京都府)」より引用

(2) 原子力災害事前対策計画

● 予防体制の整備

市は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、以下の事項に関する予防体制の整備に努めます。

- ◇ 原子力防災専門官との連携
- ◇ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- ◇ 情報の収集・連絡体制等の整備
- ◇ 緊急事態応急体制の整備
- ◇ 避難収容活動体制の整備
- ◇ 緊急輸送活動体制の整備
- ◇ 救急・救助、医療、消火及び防護資機材等の整備
- ◇ 行政機関の業務継続計画の策定
- ◇ 防災業務関係者の人材育成

■ 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り後方支援等を行います。広域避難の場合においても、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するような収容計画の作成に努めます。

◇ 大飯原発・高浜原発のUPZ範囲内市町村住民受入予定人数

市町村名	UPZ 圏内人口	八幡市の受入予定人数
宮津市	20,300 人	5,100 人

● 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- ◇ 災害対応のフェーズ等への対応

市は、市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくようにします。

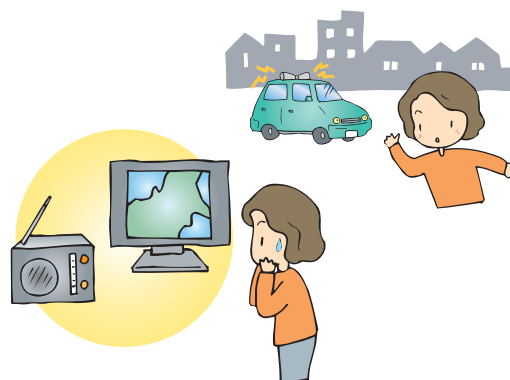
また、周辺住民等に対し必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等を明確化させるよう努めます。

- ◇ 情報伝達体制の整備

市は、地震との複合災害の発生も考慮して、多様なメディアを活用するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう情報伝達体制の整備に努めます。

- ◇ 市民相談窓口の設置

市は、国及び府と連携し、市民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等の対応について、あらかじめその方法、体制等を定めます。



● 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発

◇ 広報活動・防災教育の充実

市は、国、府及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、さまざまな広報活動や防災教育を実施します。この際、要配慮者へ十分に配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めます。

また、原子力災害が発生した場合、避難状況を確実に把握するため、市が指定した避難所以外に避難した場合等には、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知します。

◇ 各種資料アーカイブ、情報発信・共有

市は、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理、保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

また、災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、国及び府と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めます。

● 防災訓練等の実施

◇ 訓練計画の策定及び訓練の実施

市は、国、府、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を府と共同又は独自に行います。

- ・ 災害対策本部等の設置運営訓練
- ・ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ・ 緊急時通信連絡訓練
- ・ 緊急時モニタリング訓練
- ・ 緊急被ばく医療訓練
- ・ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ・ 周辺住民避難訓練
- ・ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

◇ 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練計画に基づいた実践的な訓練を実施するとともに、適宜訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行います。



● 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

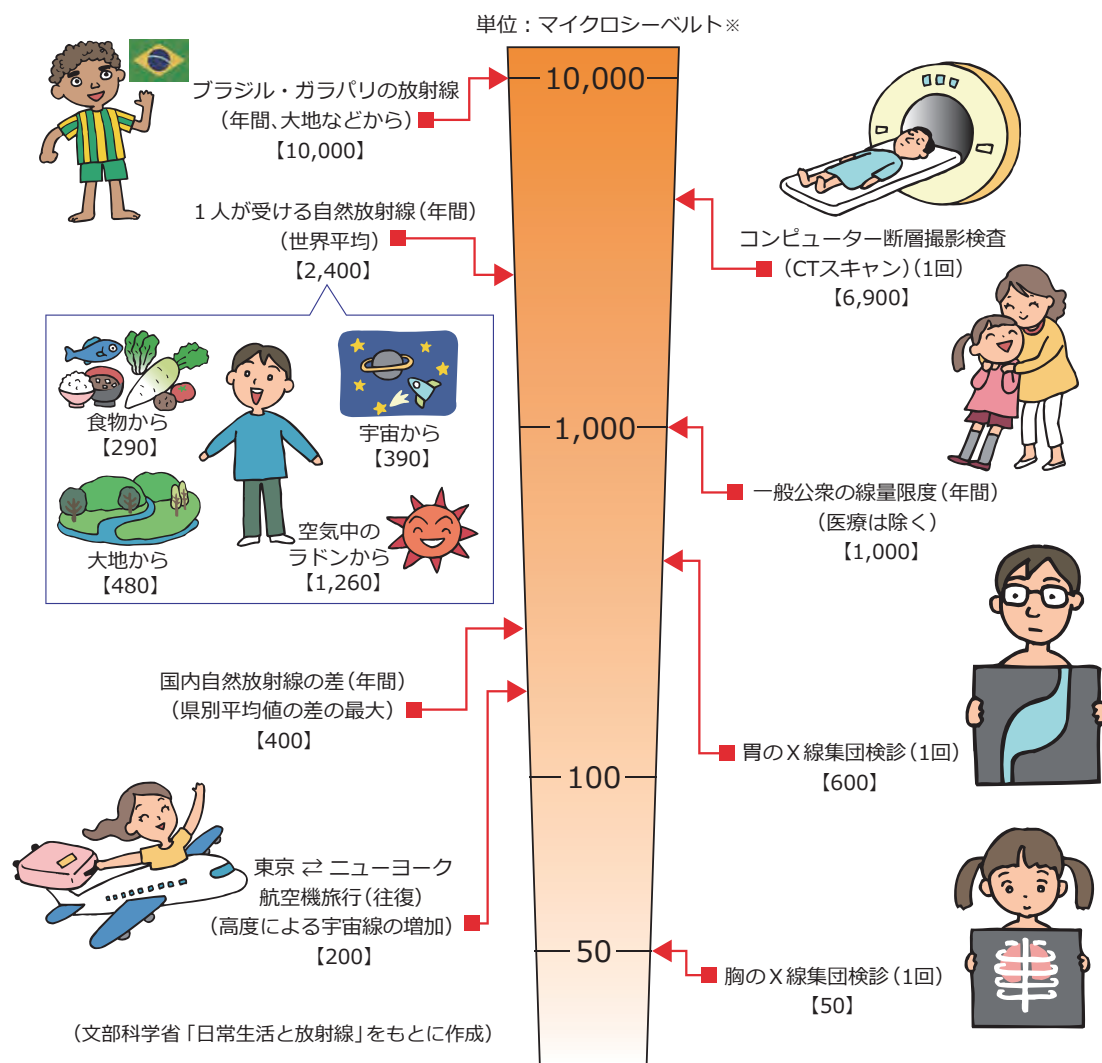
核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないことなど、輸送の特殊性を鑑みて、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされています。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては以下のような核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応が行われます。

- ・ 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施します。
- ・ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施します。

コラム

<日常生活と放射線>



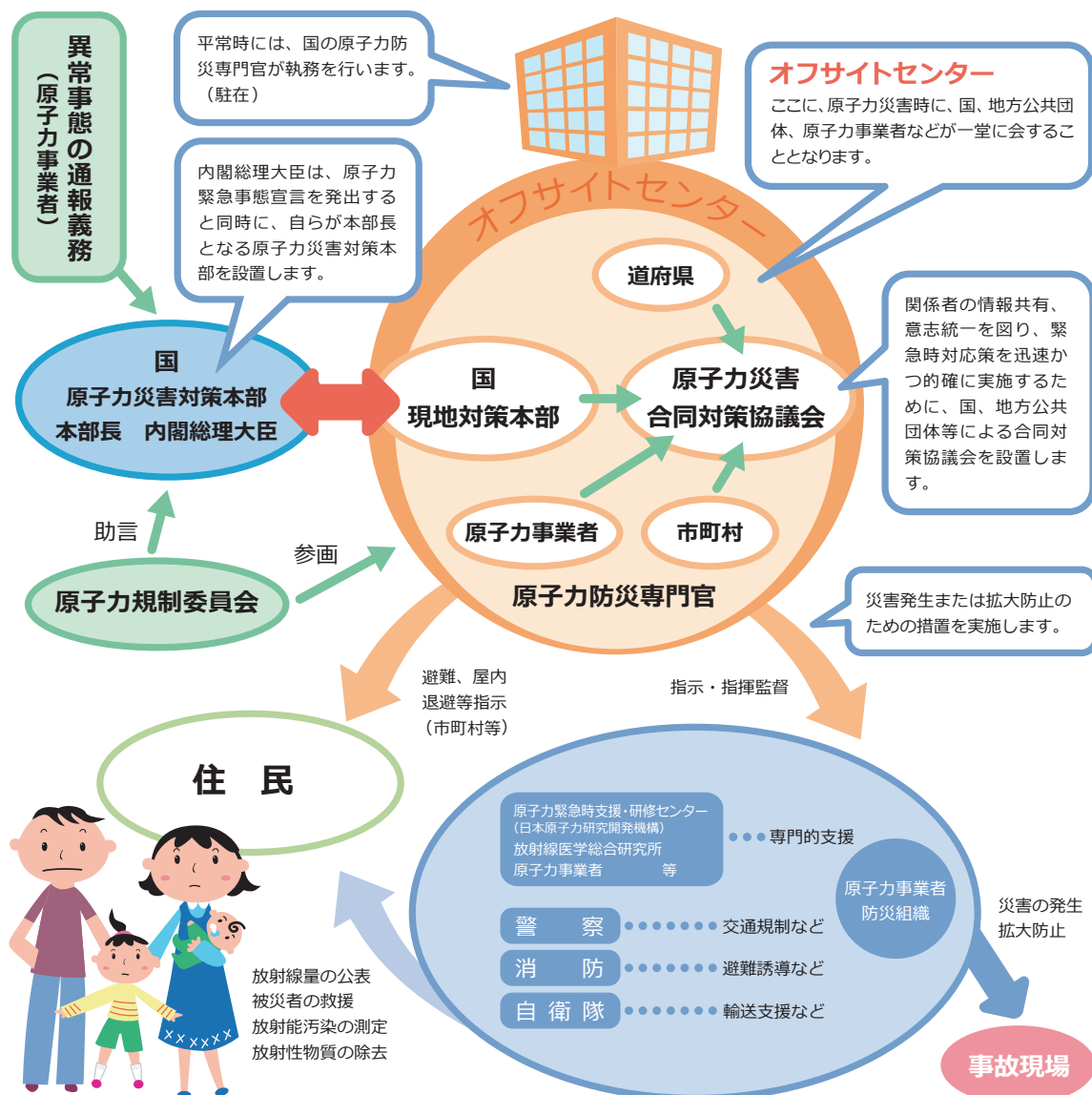
※マイクロシーベルトとは、人体が放射線を受けたときその影響を表す単位です。
1シーベルト=1,000ミリシーベルト=1,000,000マイクロシーベルト

(3) 緊急事態応急対策計画

● 基本方針

情報収集事態、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した場合、又は全面緊急事態に陥ったことにより、原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、以下の事項に関し、必要な体制を確立して緊急事態応急対策活動を行います。

- ◇ 活動体制の確立
- ◇ 情報の収集・連絡
- ◇ 治安の確保及び火災の予防
- ◇ 緊急輸送活動
- ◇ 救急・救助、消火及び医療活動
- ◇ 自発的支援の受入れ等
- ◇ 行政機関の業務継続に係る措置



「原子力防災の手引き」文部科学省より引用

● 屋内退避、避難収容等の防護活動

◇ 市民等に対する周知

全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、市は、必要に応じ、市民に対して、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行います。

特に、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行います。

コラム

「屋内退避」の行動ポイント



放射性物質の進入を防ぎましょう



屋内退避したら放射性物質を洗い流しましょう



外から帰ったときには、衣服に放射性物質が付着している可能性があります。家や建物に入る前に、衣服についたチリやホコリをよく落としましょう。



電話回線の不通を防ぎましょう



最新の正確な情報を聞きましょう

建物に入る前に、チリやホコリを落としましょう



モニタリングにより、「OILの1か2が確認された場合」又は「汚染の拡大が確認された場合」、「避難」や「一時移転」が指示されますので、速やかに避難できるよう準備をしましょう。

避難・一時移転の準備をしましょう



放射性物質の拡散を防ぎましょう

「原子力防災のしおり(京都府)」より引用

◇ 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは府からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行います。

また、市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合、警察、消防機関等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握していきます。

<緊急事態区分>

区分	事態の主な内容	実施内容
情報収集事態	・福井県高浜町・おおい町で震度5弱又は5強	・情報収集 ・連絡体制の確立
警戒事態 (EAL(AL))	・福井県で震度6弱以上 ・交流電源が1系統のみになった場合 ・原子炉冷却剤の漏えい	・施設敷地緊急事態要避難者避難準備
施設敷地緊急事態 (EAL(SE))	・敷地境界付近で5 μ Sv/h ・交流電源停止(30分以上) ・蒸気発生器への給水機能喪失	・施設敷地緊急事態要避難者避難 ・PAZ内住民等の避難準備 ・UPZ内住民屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL(GE))	・原子炉制御室の機能喪失 ・非常用直流電源停止(5分以上)	・PAZ内住民避難 ・UPZ内の防護措置の準備

コラム

避難行動のポイント



避難情報の内容を確認しましょう



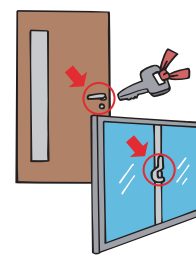
避難時、使い捨てのカップを
着用するなどしてください。

洋服・持出品の準備をしましょう



電気のブレーカーを切り、ガスの
元栓を閉めてください。

火の元など安全点検をしましょう



戸締まりを忘れずにしましょう



ご近所に声をかけ合いましょう



落ち着いて、集合場所や避難施設
に向かってください。

市町村の指示に従い避難しましょう



放射性物質を体内に吸い込まないようにするためには、マスクを
したり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうだけでも、相当効果が
あります。
ハンカチを4回折りたたみ、口にあてると94%の体内吸入防止効果
があるといわれています。

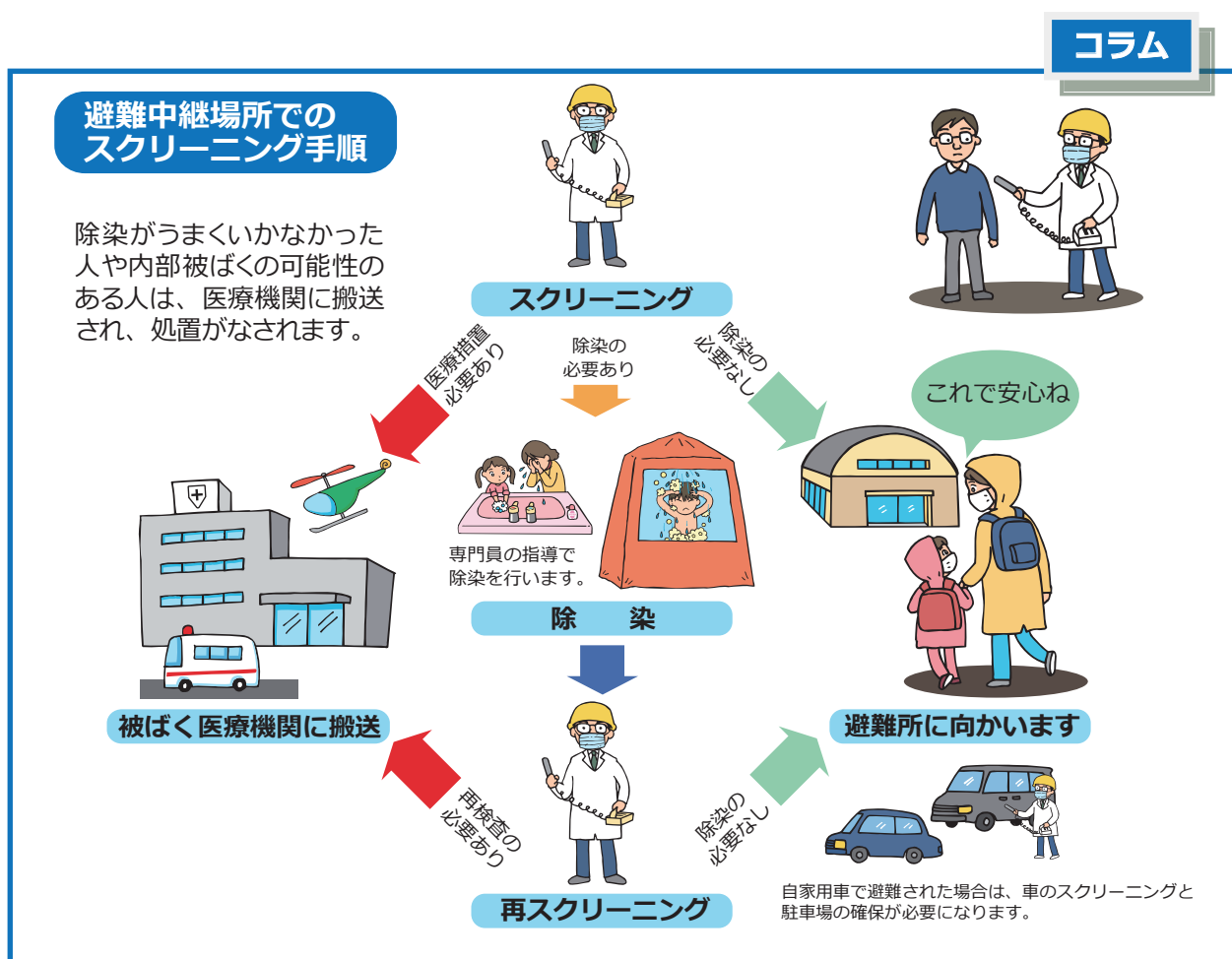
マスク、タオルやハンカチで口・鼻をおおひしょう

「原子力防災のしおり(京都府)」より引用

◇ 避難所等

市は、避難対象区域となった場合、府と連携し、指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図ります

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設します。



「原子力防災のしおり（京都府）」より引用

◇ 広域一時滞在

・ 広域一時滞在の要請等

市は、被災した場合、府内の他の市町村又は府に対し、広域一時滞在の要請等を行います。

・ 広域一時滞在の受入れ

市は、府からの協力要請に応じ、P A Z内から避難してきた住民等の受入れや、U P Zを含む府内関係市町が行う防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力します。

なお、避難所を指定する際には、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

● 飲食物の出荷制限、摂取制限等

◇ 汚染状況への調査

市は、国及び府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施します。食品については、必要に応じ、府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力します。

また、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び府の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施します。

国の防護措置の基準（飲食物の摂取制限に関する基準（OIL6））

飲食物種類	放射性物質	基準値
飲料水・牛乳・乳製品	放射性ヨウ素	300Bq/kg
	放射性セシウム	200Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg
	プルトニウム等	1Bq/kg
野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	放射性ヨウ素	2,000Bq/k
	放射性セシウム	500Bq/k
	ウラン	100Bq/k
	プルトニウム等	10Bq/k

コラム

原子力災害が発生したとき

緊急時モニタリング体制をとり、放射性物質の測定監視を強化します。

放射性物質測定の結果

定められた濃度以上の放射性物質が含まれている食べ物・飲み物や農林水産物があった場合

摂取制限

府や市町村の災害対策本部がそれらを飲食しないよう摂取制限を行います。



「原子力防災のしおり（京都府）」より引用

● 市民等への的確な情報伝達活動

◇ 市民等への情報伝達活動

市は、国及び府と連携し、情報の一元化を図った上で、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、的確な情報提供、広報の迅速かつ的確な実施に努めます。その際、市民が抱く不安の解消並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行っていきます。

◇ 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、緊急時に速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口の開設、必要な要員の配置等体制を確立します。

(4) 原子力災害中長期対策計画

● 緊急事態解除宣言後の対応

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、市は、以下の事項に関する原子力災害事後対策を講じます。

なお、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施していきます。

- ◇ 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- ◇ 放射性物質による環境汚染への対処
- ◇ 各種制限措置の解除
- ◇ 災害地域住民に係る記録等の作成

● 被災地への支援等

- ◇ 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めます。

- ◇ 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行います。

- ◇ 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

● 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施します。



Memo

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 28 horizontal blue lines spaced evenly across the page, typical of standard notebook paper. The lines are thin and light blue, set against a plain white background. There is no handwriting or other markings on the page.

Memo

八幡市指定避難所

名 称	所在地	電話番号	備 考
八幡小学校	八幡菖蒲池 12	075-981-3131	震災時
くすのき小学校	男山金振 9	075-981-0108	震災時・水害時
さくら小学校	男山美桜 17	075-982-0608	震災時・水害時
橋本小学校	橋本中ノ池尻 15-1	075-982-0606	震災時・水害時
中央小学校	八幡小松 77	075-982-3312	震災時
市民協働活動センター・福祉会館・ふるさと学習館（旧八幡東小学校）	八幡東浦 5	075-983-4450 (八幡市社会福祉協議会)	震災時
南山小学校	八幡南山 7	075-983-2680	震災時・水害時
有都小学校	内里北ノ山 31	075-981-3143	震災時
美濃山小学校	欽明台西 70	075-971-5117	震災時
男山第二中学校	男山石城 3	075-981-0191	震災時・水害時
男山第三中学校	男山笹谷 3	075-982-8555	震災時・水害時
男山東中学校	内里砂畠 1-1	075-982-8880	水害時
府立消防学校南部訓練拠点	八幡樋ノ口 15-15	075-631-8008	震災時
京都市立美豆小学校	淀美豆町 1244	075-631-7161	震災時
山柴公民館	八幡山柴 48・49 合地	075-982-0004	土砂災害時
橋本公民館	橋本堂ヶ原 36	075-982-8572	土砂災害時
男山公民館	男山八望 3-4	075-981-4204	土砂災害時
志水公民館	八幡岸本 35-4	075-981-5880	土砂災害時
美濃山コミュニティセンター	欽明台西 70	075-981-2312	土砂災害時

福祉避難所

名 称	所在地	電話番号	備 考
京都府立八幡支援学校	内里柿谷 16-1	075-982-7321	福祉避難所
(社会福祉法人) 八幡福祉協会 京都八勝館	橋本塩釜 21	075-982-3883	福祉避難所
(社会福祉法人) 秀孝会 京都ひまわり園	八幡清水井 31	075-983-8111	福祉避難所
(社会福祉法人) 秀孝会 有智の郷	内里北ノ口 5-1	075-972-1000	福祉避難所
(医療法人社団) 医聖会 介護老人保健施設 石清水	川口別所 66	075-972-2111	福祉避難所
(医療法人社団) 医聖会 介護老人保健施設 梨の里	八幡柿木垣内 25-1	075-982-0125	福祉避難所
石清水八幡宮青少年文化体育研修センター	八幡高坊 30	075-983-3983	福祉避難所
(社会福祉法人) 若竹福祉会 介護老人福祉施設 八幡デイサービスセンターやまぼと	男山金振 24-1	075-982-8000	福祉避難所
NPO法人 介護の家 コスモス男山	男山笹谷4-2 D19-106	075-983-2737	福祉避難所
(社会福祉法人) ディアレスト	八幡女郎花 30-1	075-971-1511	福祉避難所
八幡市地域包括ケア複合施設YMBT	男山石城1-4	075-982-8002	福祉避難所
社会福祉法人 朔日 A-BOC 2 4	男山笹谷2	075-971-3811	福祉避難所

※各避難所の場所や開設状況などの情報は、[八幡市防災アプリ](#)でご確認いただけます。

わが家の防災メモ

非常時緊急連絡先

119 番通報するときは、あわてず落ち着いて、急病なのか、事故なのかをはっきり伝えましょう。

火災・救急車	(局番なし) 119	警察への急報	(局番なし) 110	八幡警察署	075-981-0110
--------	------------	--------	------------	-------	--------------

八幡市消防本部	075-981-4119	NTT(故障係)	(局番なし) 113	関西電力送配電(株) 伏見配電営業所	0800-777-3081 (無料)
---------	--------------	----------	------------	-----------------------	-----------------------

NTT 災害用伝言ダイヤル 171

録音: 171-1-(被災地の方の市外局番からの電話番号)

再生: 171-2-(被災地の方の市外局番からの電話番号)

大きな災害が発生すると、電話回線が混みあってしまい、電話の使用が困難になります。このようなときのために、災害が発生した場合、各電話会社が設置する「災害用伝言ダイヤルサービス」や「災害用伝言板サービス」を利用できます。

災害時は電話がかかりにくくなります。家族間の連絡は、電話ではなく、別の手段を利用しましょう。またその際は次の点に注意しましょう。

- ◇ 災害時、緊急でない電話はなるべく控えましょう。
- ◇ 公衆電話は、比較的つながりやすいので、近所の公衆電話の場所を確認しておきましょう。
- ◇ 被災地にかけるより、遠隔地にかけた方がつながりやすいため、遠隔地の親戚等に各自が連絡入れ、情報を集約してもらうことも有効です。

わが家の防災メモ

家族などの連絡先や緊急時の避難先を事前に話し合って決め、いざという時のためにメモしておきましょう。

家族などの名前	生年月日	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話番号

わが家の避難場所

避難所	集合場所

緊急メモ

八幡市役所

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 TEL : 075-983-1111(代表) FAX : 075-983-1174